

2018年7月1日

公益財団法人 日本リトルリーグ野球協会
会長 坂谷内 実

「コンプライアンス指針」制定について

公益財団法人日本リトルリーグ野球協会（以下「リトルリーグ協会」という）に所属する役職員並びに全国12連盟関係者および12連盟に所属するリーグ関係者（以下「リトルリーグ関係者」という）は、リトルリーグ精神として掲げられた活動目的を達成するためにリトルリーグ理念と規則及び一般社会のルールを守り、誠実に「コンプライアンス（法令順守）」違反のないよう行動することが求められています。

そのために「リトルリーグ協会」では、「コンプライアンス指針」を制定し「リトルリーグ関係者」の行動指針といたします。

また、「リトルリーグ協会」はコンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンス案件の相談窓口とするためにコンプライアンス委員会の運営について方針を別途定めます。

「リトルリーグ関係者」におかれましては、本指針の周知と徹底にご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

「コンプライアンス指針」

1. リトルリーグ関係者は、体罰・暴力行為およびいじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の排除に努めるとともに以下のことを認識し、社会の規範を守り社会人として信頼されるよう行動する。
 - ① リトルリーグ関係者は、法令等社会規範およびリトルリーグのルールを順守し、良識ある社会人として行動する。
 - ② 公共の場における行動。言動、服装に注意し良識ある行動を心掛ける。
 - ③ 差別的な行動および言動をしない。
 - ④ フェアプレーの精神を尊重する。
 - ⑤ 虚偽申告、不正な書類の作成など不正行為は行わない。
 - ⑥ 環境保全の意識を持ち関連法規や条例を順守する。
2. リトルリーグ関係者は、「体罰」「暴力的行為」による指導を一切行わない。暴力的行為とは言動により相手を精神的に傷つける行為を含む。

3. リトルリーグ協会は、氏名、住所、電話番号、生年月日、学校名等の個人情報の適正な取り扱いに努める。連盟およびリーグにおいてもこの個人情報管理の方針に従い適正な管理に努めるものとする。
4. リトルリーグ関係者はリトルリーグを営利目的で利用してはならない。
5. リトルリーグの試合のインターネット・TV・写真提供などについてはリトルリーグ本部の承認あるいはリトルリーグ協会の承認を得る。
なお、リトルリーガーのユニホーム着用時の肖像権については基本的にリトルリーグ本部あるいはリトルリーグ協会に属するものとする。

コンプライアンス委員会の設置について

公益財団法人日本リトルリーグ野球協会（以下「リトルリーグ協会」という）ではコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに関する相談窓口を設置します。制度の詳細ならびに相談方法は以下の通りです。

1. 目的

コンプライアンス委員会はリトルリーグ協会でのリトルリーグ関係者および各連盟所属の選手、保護者などからの相談および通報の窓口となるとともに相談あるいは通報された暴力行為やいじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な法令違反行為などに関する適正な処理を協議し仕組みを定める。

2. コンプライアンス委員会の構成

委員会は委員長である統括責任者、事務局長ならびに委員が参加する。

- ① 統括責任者はリトルリーグ協会の会長が就任する。
- ② 事務局長にはリトルリーグ協会の理事のなかから1名が就任する
- ③ 委員は12連盟役員より3名を総括責任者が指名し就任する。

3. コンプライアンス委員会の招集

委員長はコンプライアンスについて委員会招集が必要と判断される案件について事務局長に相談のうえ委員会招集する。

4. コンプライアンス委員会運営

コンプライアンス委員会においてはコンプライアンス指針に則り
個人情報の保護などに配慮し適正な処理方法を協議のうえ実施する。
なお、処理方法の決定実行ならびに通知についてはできるだけ透明性
を保つことに留意する。

- 5 コンプライアンス委員会および相談窓口の通知
リトルリーグ協会のホームページなどに掲載し周知する。